

令和7年第4回定例会

請願・陳情文書表

(7第49号～7第65号)

大田区議会

令和7年第4回定例会 請願・陳情付託表

令和7年11月27日付託

総務財政委員会

- | | |
|--------|--|
| 7 第55号 | 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情 |
| 7 第56号 | 「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情 |
| 7 第60号 | 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情 |
| 7 第62号 | 大田区民意見公募手続きの重要性を再確認し職員への徹底を求める陳情 |
| 7 第63号 | 大田区職員業務改善と区民サービス向上研修を求める陳情 |
| 7 第64号 | 選挙公費負担における関連会社・親族企業等への発注制限を求める陳情 |
| 7 第65号 | 鈴木区長の公職選挙法違反に対する辞職勧告を求める陳情 |

地域産業委員会

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 7 第49号 | 地方消費者行政の維持・強化を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情 |
| 7 第58号 | 健康を持続するため区立平和島プールの利用料金を値上げしないことを求める陳情 |

こども文教委員会

- | | |
|--------|--|
| 7 第51号 | 大田区立学校での体罰根絶を求める陳情 |
| 7 第52号 | 学校教員の服務規律の厳格化及び性犯罪防止体制の強化を求める陳情 |
| 7 第53号 | 館山さざなみ学校の体験入校に関する陳情 |
| 7 第54号 | 大田区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情 |

議会運営委員会

- | | |
|--------|---|
| 7 第50号 | 政務活動費に関して自由民主党会派の雇用保険法違反の懸念と議会の対応を求める陳情 |
| 7 第59号 | 区議会議員の区民に向けての不適切な発言を撤回することを求める陳情 |

請願・陳情文書表目次

7 第 49 号	地方消費者行政の維持・強化を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情	(地 域)	1
7 第 50 号	政務活動費に関する自由民主党会派の雇用保険法違反の懸念と議会の対応を求める陳情	(議 会)	4
7 第 51 号	大田区立学校での体罰根絶を求める陳情	(こども)	5
7 第 52 号	学校教員の服務規律の厳格化及び性犯罪防止体制の強化を求める陳情	(こども)	6
7 第 53 号	館山さざなみ学校の体験入校に関する陳情	(こども)	7
7 第 54 号	大田区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情	(こども)	8
7 第 55 号	「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情	(総 務)	11
7 第 56 号	「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情	(総 務)	13
7 第 57 号	「パブコメ結果に基づき新空港線（蒲蒲線）第一期整備計画の中止」を求める陳情	(交 通)	15
7 第 58 号	健康を持続するため区立平和島プールの利用料金を値上げしないことを求める陳情	(地 域)	16
7 第 59 号	区議会議員の区民に向けての不適切な発言を撤回することを求める陳情	(議 会)	17
7 第 60 号	再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情	(総 務)	18
7 第 61 号	新空港線計画に係る【費用対効果B／C = 1.5】の算出根拠資料の開示を求める陳情	(交 通)	20
7 第 62 号	大田区民意見公募手続きの重要性を再確認し職員への徹底を求める陳情	(総 務)	21
7 第 63 号	大田区職員業務改善と区民サービス向上研修を求める陳情	(総 務)	23
7 第 64 号	選挙公費負担における関連会社・親族企業等への発注制限を求める陳情	(総 務)	25
7 第 65 号	鈴木区長の公職選挙法違反に対する辞職勧告を求める陳情	(総 務)	27

		付託委員会	地 域 産 業 委 員 会			
受理番号	7 第 49 号	受理年月日	令 和 7 年 1 0 月 1 日			
件 名	地方消費者行政の維持・強化を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情					
提出者	千代田区霞が関 1-1-3 東京弁護士会 会長 鈴木 善和 ほか2団体					
<p>【趣 旨】</p> <p>大田区議会が、国会、内閣、財務省及び消費者庁に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、下記の施策を求める意見書を提出することを採択していただきたく、陳情いたします。</p>						
記						
1	地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の手当費にも充てができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。					
2	P I O - N E T 刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。					
3	消費生活相談情報の聴取及び P I O - N E T 登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第 10 条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。					
<p>【理 由】</p> <p>1 消費者被害の現状と地方の相談窓口の重要性</p> <p>令和 6 年版消費者白書によれば、2023 年の消費生活相談件数は 90.9 万件（前年 87.6 万件）であり、前々年の 85.9 万件に比べると約 5 万件増加しています。消費者被害・トラブル額の推計は、2023 年過去最高の約 8.8 兆円（前年約 6.5 兆円）に達しました。65 歳以上の相談件数が契約当事者全体の 30.5 % となり、高齢者の消費者被害・トラブルが大きな割合を占めています。被害態様についても、インターネット通販の「定期購入」に関する相談や SNS をきっかけとする被害の相談件数が過去最多となるなど多様化・高度化しています。</p> <p>この傾向は東京都においても同様であり、相談件数は、ここ数年、合計 13 万件前後、うち高齢者の相談は約 3 分の 1 を占めています。</p> <p>高齢者が自分で問題解決することは難しい場合が多いことや多様化・高度化する消費者被害に対応するためには専門的知識や経験が必要であることなどから、住民にとって身近な地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要であることは明らかです。</p> <p>2 国の地方に対する支援策の推移と交付金の期限到来の影響</p> <p>国は、地方に対する支援策として、地方消費者行政活性化交付金（2009 年度～20</p>						

11年度）、地方消費者行政推進交付金（2012年度～2017年度、以下「推進交付金」といいます。）を措置しました。推進交付金は、補助率10割で相談員の人事費にも充てることができるものでしたが、地方消費者行政予算を徐々に自主財源に移行させる政策方針下で2017年に自治体毎の活用期限（原則として事業開始から7年間、小規模自治体は9年間等）が定められ、2018年度以降は、現行の地方消費者行政強化交付金（原則2分の1補助、以下「強化交付金」といいます。）に移行しました。

消費者行政推進事業（以下「推進事業」といいます。）に対する強化交付金は推進交付金によって立ち上げた事業に対して推進交付金と同様に支援を継続するとされました、上記活用期限もそのまま引き継がれました。

推進交付金と推進事業に対する強化交付金は、啓発や消費者教育などの事業だけでなく、消費生活相談員の人事費にも充てることができることから、長い間消費者庁創設後に新設・増設された相談体制を下支えしてきました。

しかし、全国的にその活用期限が迫っており（2024年～2025年度に多くの自治体が終了し、2027年度で全て終了）、全国で、どこにいても専門家（消費生活相談員）による相談が受けられる体制を維持していくことができるのかが大きな課題となると指摘されています（日本消費経済新聞2023年12月5日号）。東京都内においても、同様の課題が指摘できます。

3 陳情の趣旨について

(1) 推進事業分の強化交付金に引き継がれた交付期限は、地方公共団体における消費者行政予算を自主財源に移行するための呼び水として設定されたものですが、全国の地方公共団体の自主財源は、交付金がなくなても現状の施策を維持できるほど十分な程度に達していません。

このような状況のまま強化交付金が終了してしまうと、自主財源への移行が難しい小規模自治体において、相談窓口の維持が困難になったり、そうでないとしても、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高いと予想されます。

よって、現行の推進事業分の交付金の活用期限を延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人事費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置することを求めます。

(2) 国は、2026年移行を目指して、PIO-NET刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めていますが、これらについては、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧されており、その負担によっても消費生活相談業務を始めとする地方消費者行政が縮小・後退するおそれがあります。

PIO-NET刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を、国において措置することを求めます。

(3) PIO-NET情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであって国の事務の性質を有する消費者行政費用と言え、全国各地の消費生活相談情報の収集が適時・適切・安定的に行われることが国の消費者行政にとっても必要です。また、PIO-NET情報は、地方公共団体が相談窓口を維持し、多大なコストを掛

けて得られた貴重な情報であることから、地方と国のコストの分担の観点からも、国の費用負担が行われるべきです。

消費生活相談情報の聴取及びP I O – N E T 登録事務等について、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるもの（地方財政法第10条参照）として、同法を改正して国の恒常的な財政措置を検討するよう求めます。

4 まとめ

以上のとおり、地方消費者行政の一層の充実・強化のため、陳情に及びました。貴議会において、御採択いただきますようお願い申し上げます。

付託委員会	議会運営委員会
-------	---------

受理番号	7 第 50 号	受理年月日	令和7年11月5日
件 名	政務活動費に関して自由民主党会派の雇用保険法違反の懸念と議会の対応を求める陳情		
提出者	大田区石川町2-16-8-302 岡 高志		

【趣旨】

1 政務活動費の使用に関し、雇用保険法に違反する恐れのある支出が確認されました。大田区議会におかれましては、当該事案の真相を明らかにするとともに、今後同様の問題が生じないよう適切な対応策を講じるよう求めます。

【理由】

私が、大田区議会議員の政務活動費に関する精算報告書の一部について、情報開示請求を行った結果、「自由民主党大田区民連合」会派の人物費項目において、以下のような支出が確認されました。

- ・令和5年4月25日 190,000円
- ・令和5年4月25日 180,000円

これらの支出に関する証拠書類にはタイムカードが付されており、一週間の所定労働時間が20時間以上であることが明らかである。すなわち、雇用保険法の適用除外対象とならない可能性が高いにもかかわらず、雇用保険料の徴収が行われていない事実がうかがえます。雇用保険法を遵守されていらっしゃるのでしょうか。

大田区議会におかれましては、各会派の雇用保険加入義務を精査していただきたいです。本陳情を採択してください。

(資料省略)

		付託委員会	こども文教委員会			
受理番号	7 第 51 号	受理年月日	令和7年11月11日			
件 名	大田区立学校での体罰根絶を求める陳情					
提出者	大田区石川町2-16-8-302 岡 高志					
<p>【趣旨】</p> <p>大田区立学校においては、令和5年度において複数の体罰事案が発生していました。大田区の子どもらが平和に安心して学ぶためには、学校での体罰が根絶されることが極めて重要です。</p> <p>大田区議会におかれでは、区立学校における体罰根絶のため、教職員に対する指導体制の強化を徹底するよう大田区教育委員会へ促していただくことを求めます。</p>						
<p>【理由】</p> <p>大田区立学校において、令和5年度中に複数件の体罰事案が発生していることが、大田区教育委員会の事故報告書（令和5年10月20日付および同年11月15日付）により明らかになりました。教員による児童・生徒への体罰は、教育現場への信頼を揺るがす重大な問題です。</p> <p>一方、東京都教育委員会が公表した「令和4年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について」によれば、令和4年度の都内公立学校全体で体罰の発生件数はわずか4件にとどまっています。（東京都教育委員会は、同様の調査は令和4年度までしか実施していません。）</p> <p>また、東京都教育委員会においては体罰根絶に向けて都内全公立校で実態調査や対策を推進しており、都全体として体罰ゼロを目指しております。その中で大田区内において複数の体罰事案が発生したことは看過できない重大な事態であり、速やかな対応が求められます。</p>						
<p>(資料省略)</p>						

付託委員会	こども文教委員会
-------	----------

受理番号	7 第 52 号	受理年月日	令和7年11月11日
件 名	学校教員の服務規律の厳格化及び性犯罪防止体制の強化を求める陳情		
提出者	大田区石川町2-16-8-302 岡 高志		

【趣旨】

大田区立徳持小学校に在籍する教員が盗撮という明白な性犯罪行為を行っていたことが、東京都教育委員会の公表（「教職員の服務事故について」2025年3月24日付）及び区教育委員会の報告書により明らかになりました。

このような教員が区立学校に在籍していたこと自体、児童生徒及び保護者の信頼を著しく損なうものです。

大田区議会におかれでは、区立学校における性犯罪防止および服務規律の徹底のため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（日本版D B S）の確実な運用を大田区教育委員会へ促していただくよう求めます。

【理由】

令和7年7月施行の「盗撮罪処罰法（正式名称：性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律）」により、盗撮行為は明確に「性犯罪」として処罰対象となっています。したがって、本件教員の行為は日本版D B Sの対象に該当する性犯罪行為です。日本版D B Sでは、学校設置者は採用時に性犯罪歴の有無を確認し、性犯罪を犯した者の再就職を防止する法的義務を負います。この制度の運用開始を目前に控え、教育現場の服務規律と情報共有体制の強化は急務です。教育現場は児童にとって最も安全であるべき場所であり、一部の教員による性犯罪が発生するたびに、児童・保護者・地域の信頼が揺らいでいます。

本件のような事案が二度と起こらぬよう、服務規律・倫理意識・組織体制の三位一体での改革を強く求めます。

(資料省略)

付託委員会		こども文教委員会
受理番号	7 第 53 号	受理年月日 令和7年11月11日
件 名	館山さざなみ学校の体験入校に関する陳情	
提出者	清水 桃代	
<p>【趣旨】 館山さざなみ学校の体験入校の実施方法について陳情いたします。</p> <p>【理由】 館山さざなみ学校は「喘息、肥満、虚弱等の子どもに対して健康指導、栄養指導等を行い健やかな成長を目的」とした全寮制の学校です。 現在、同校への入校を希望する場合、年2回の体験入校（2泊3日）に参加し、かかりつけ医に意見書をいただき大田区教育委員会と面談を行う必要があります。この体験入校をコロナ前のように随時行っていただけるようお願いいたします。 体験入校が年2回と限られていると体験を検討している児童や保護者にとって、タイミングが合わず参加できないケースが多く見受けられます。例えば、「興味があるが迷っているうちに募集期間が終わってしまった。」「健康面で悩んでいるがその時期に案内が届かず学校の存在を認識できなかった。」「体験入校を希望しているながら当日体調不良などで参加できなくて次の機会まで待たなくてはならない。」など体験入校の機会が限られていることで必要な支援を受けるきっかけを逃してしまうことがあります。このような状況を踏まえ体験入校の実施を随時受付可能な形にしていただけますよう強く要望いたします。 随時の体験入校が可能となれば児童や保護者がそれぞれの状況に応じて柔軟に学校を知る機会を得られ、より適切な教育環境の選択につながると考えられます。 子どもが変わるためにはまず環境を変えることが大切です。本来、家庭で行うことがベストですが、さまざまな家庭の事情や周りの環境等で同学校が行っている食事の管理（食育含む）や運動、生活リズムなどは区内校や家庭では実施するのが難しいのが現実です。 同じ特別支援学校の板橋区立天津わかしお学校や、葛飾区立保田しおさい学校では定期的な説明会や体験入校以外にも随時説明会や体験入校を行っています。同校も学校側は随時体験入校できる体制ではあるため、大田区として体験入校できる機会を増やしていただけるようお願いいたします。 （文部科学省の発表では肥満傾向の割合は男女とも9歳から12歳が最も高く、特に男子は9歳以降1割を超えていました。）</p> <p>(資料省略)</p>		

		付託委員会	こども文教委員会
受理番号	7 第 54 号	受理年月日	令和7年11月12日
件 名	大田区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情		
提出者	一般社団法人共存共栄クラブ 代表 伊藤 豪		
<p>【趣旨】</p> <p>大田区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」の発生件数を減らすために、下記事項を実施願いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大田区内の小・中・高・特別支援学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、自治体のホームページで公開すること。 2 その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、地域住民と共有すること。 3 地域住民と協力して、その目標を達成する努力をすること。 <p>【理由】</p> <p>「いじめ」は、相手に肉体的・精神的苦痛を与え、勉強に集中できなくさせ、学力を低下させ、不登校にし、相手の人生を狂わす、とても重大な問題行動です。</p> <p>それは、重大な人権侵害であり、絶対にやってはならないことです。</p> <p>政府統計によると、2023年度に全国の小・中・高校、特別支援学校で認知された「いじめ」は、732, 568件でした。</p> <p>政府は、この状況を改善するために、平成29年度から全国の小学校で、30年度から全国の中学校で、道徳教育を教科として、新たに実施するようになりました。ですが、「いじめ」を減らすことは、できません。</p> <p>それどころか、平成29年度から令和5年度にかけて、「いじめ」の認知件数は、約32万件も増えています。このことから、政府は、「いじめ」を減らす方法を十分に理解していないことが分かります。</p> <p>私は、この状況を改善するためには、以下のことを実施する必要があると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の小・中・高・特別支援学校における月間、年間「いじめ」の認知件数を、自治体のホームページで公開すること。 ・その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、地域住民と共有すること。 ・地域住民と協力して、その目標を達成する努力をすること。 <p>これらが必要な理由は、「いじめ」を無くす上で最も重要なのは、地域住民の努力だからです。</p> <p>学校において「いじめ」をするのは、自治体の職員でも学校の先生でもなく、生徒です。</p> <p>また、生徒が「いじめ」をする一番の原因是、家庭において、道徳教育が十分に行なわれていないからです。</p>			

子供の人格形成に最も強い影響を与えるのは両親であり、家族です。

ですから、「いじめ」を無くす上で、学校における道徳教育を充実させることは重要ですが、「家庭における道徳教育を充実させること」の方が重要なのです。

また、子供たちと接点があり、身近な存在である地域住民による「見守り」や「声かけ」が重要なものです。

「いじめ」を無くすために国や自治体ができることは、ほとんどありません。

主役は、あくまで地域住民です。

ですが、ほとんどの人は、自分が住んでいる地域で、どれくらい「いじめ」が起きているのか、知る方法がないので、それを知りません。

そのため、「いじめ」を意識する機会がありませんし、それを無くす努力をすることもありません。

私は、市町村レベルの「いじめ」の認知件数を公開すれば、多くの人が、「いじめ」を今よりも「身近なこと」「自分ごと」として捉えるようになると考えています。

現在、政府は、都道府県別の「いじめ」の認知件数を公開していますが、都道府県レベルの数値では、「身近なこと、自分ごととして捉えること」「危機感を持つこと」は難しいと思います。

このような考え方から、私は以前、複数の自治体（市）に電話をかけ、「その地域の『いじめ』の認知件数を、自治体のホームページで公開するべきだ」と訴えたことがあります。

その時の回答は、いずれも「それはできません」というものでした。※「いじめ」の認知件数自体は、自治体が把握している。把握しているが、公開していないのが現状。

その理由は、「市町村の『いじめ』の認知件数を公開すると、学校や関係者が特定される恐れがあるから」というようなものでした。

一見もっともらしく聞こえますが、私は、その考えは間違っていると思います。

そもそも、「いじめ」というのは、相手に肉体的・精神的苦痛を与え、勉強に集中できなくさせ、学力を低下させ、不登校にし、相手の人生を狂わす、とても重大な問題行動です。

そのようなことが、年間732,568件以上も起きていて、しかも改善する兆しが見えないというのは、深刻な状況です。これは、深刻な社会問題なのです。

それなのに、それを解決することよりも、学校や関係者が特定されないようにすることを優先させるというのは、明らかに間違っています。

また、「学校や関係者が特定される」と言いますが、公開するのは、あくまで認知件数なので、簡単に特定されるわけではありません。

認知件数から、それらを特定しようとする人は、ほとんどいないと思いますし、特定しようとして特定できるものではありません。

逆に、ニュースになるほどの「いじめ」の場合、ニュースによって地域や関係者が公開されますし、関心を持った人が、インターネットやSNS等を駆使して、学校や関係者を特定し、ネットで公開することもあります。

つまり、自治体のホームページで公開しなくても、特定されるときは特定されるのです。

つまり、公開することによって、特定される可能性が格段に高まるということではないのです。

「いじめ」が、年間 732, 568 件以上も起きているというのは、非常に深刻な状況です。

この状況を改善するために、大田区には、勇気をもって、小・中・高・特別支援学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、ホームページで公開してほしいと考えています。

実際に「いじめ」を無くすのは簡単ではありませんが、自治体が、月間、年間の「いじめ」の認知件数を公開し、地域住民と共有し、数値目標を設定することは、「いじめ」を無くす上で必要不可欠な、とても重要な一歩です。

		付託委員会	総務財政委員会		
受理番号	7 第 55 号	受理年月日	令和7年11月12日		
件名	「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情				
提出者	一般社団法人共存共栄クラブ 代表 伊藤 豪				
【趣旨】					
現在、外国籍を持つ公務員が増えてますが、私は、安全保障上の理由から、これは大変危険なことだと考えています。					
そこで、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書を、大田区議会から国に提出していただきたいです。					
【理由】					
以前は、地方公共団体レベルでは、現業職以外の職種に国籍条項がありましたが、1996年に川崎市が政令指定都市で初めて一般事務職の任用について国籍条項を撤廃しました。					
また、1997年に、高知県が都道府県として初めて現業職以外について国籍条項を一部撤廃し、2000年に福井県武生市（現越前市）が、消防職を例外として管理職を含めて国籍条項を撤廃しました。					
また、自治省（現総務省）は、1996年11月に「条件付き撤廃」を容認しました。					
現在、このように、国籍条項撤廃の動きが広がっていますが、私は、これは非常に危険なことだと考えています。					
私は、特に、中国人が公務員になることに、強い危機感を持っています。なぜなら、中国には「国防動員法」と「国家情報法」があるからです。					
「国防動員法」は、18歳から60歳までの男性と18歳から55歳までの女性に、国防勤務と平時の国防動員準備業務を義務づける法律です。					
「国家情報法」は、国家が行なう情報工作活動に協力することを義務づけるものです。					
そして、これらはいずれも、日本在住の中国人にも適用されます。					
このように、中国には、「国防動員法」と「国家情報法」があるため、中国人が日本の公務員になったら、彼らが中国政府のために重要な情報を盗む、中国人に便宜を図る、日本人に不利益をもたらすといったことを行なう可能性があります。					
中には、そのようなことをしたくない中国人もいると思いますが、「国防動員法」と「国家情報法」は法律であるため、それに従わなければ逮捕されたり、中国にいる家族の身に危険が及んだりする可能性があるので、彼らは逆らうことができず、それに従う可能性が高いと言えます。					
「国防動員法」「国家情報法」に関係しているかは分かりませんが、実際、以下のことが起きています。					
2019年2月、富士精工の中国籍の社員が、不正な利益を得る目的で会社のサーバーに					

アクセスし、自動車製造に使用される設計図などの営業秘密の情報を複製したとして検挙された。

2021年4月、宇宙航空研究開発機構（JAXA）など200に上る組織が、大規模なサイバー攻撃を受けた事件において、サイバー攻撃に使用された国内のレンタルサーバーを偽名で契約・使用した疑いで、警視庁が2人の中国人を、私電磁的記録不正作出・同供用容疑で書類送検した。

2023年4月、国内の電子機器メーカーに勤務していた技術者の中国人男性が、スマート農業の情報を不正に持ち出し、中国にある企業の知人2人に渡したとして、警察当局が捜査している。

男性は中国共産党員であり、中国人民解放軍との接点もあったことが判明している。

2023年6月、産業技術総合研究所で、中国籍の主任研究員が、研究成果を中国企業に漏洩したとされ逮捕された。

2023年11月、東京都のパスポートセンターで窓口業務を担当していた委託業者の中国籍の職員が、申請者など1,900人以上の個人情報を不正に持ち出したことが発覚した。

また、米連邦捜査局（FBI）は、「中国当局が中国人留学生に対し、技術情報窃取のターゲットを物色させている」と報告しています。

ドイツ政府は、「中国の国費でドイツに留学する学生が、留学先の大学や研究機関でスパイ行為を働く危険がある」と懸念を表明、大学に警戒を促しています。

また、2022年に、米連邦捜査局（FBI）と英防諜機関MI5の合同記者会見の場で、MI5のケン・マッカラム長官が「中国共産党は、ビジネスマンや研究者、留学生など多様なチャネルを通じて情報を集める」と指摘しています。

米国シンクタンクのCSISの「2000年から2023年までの中国による諜報活動に関する報告書」によれば、2000年以降の米国に対する中国のスパイ活動（技術窃取やハッキングなどを含む）の報告例224件のうち、41%に中国の民間人が関与していると報告しています。

これらのことや、中国、韓国で反日教育が行なわれていること等から、日本の公務員に外国籍の人となることは、非常に危険だと思います。

これは、安全保障にかかわる重要な問題なので、ぜひ、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書を、国に提出していただきたいです。

付託委員会	総務財政委員会
-------	---------

受理番号	7 第 56 号	受理年月日	令和7年11月12日
件 名	「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情		
提出者	一般社団法人共存共栄クラブ 代表 伊藤 豪		

【趣旨】

日本には、外国人による土地購入を規制する法律がありません。そのため、外国人が、全国各地の土地を購入している現状があります。

外国人による土地購入が進むと、安全保障上の問題等があるため、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を国に求める意見書を大田区議会から提出していただきたいです。

【理由】

現在の日本は、世界でも珍しい「外国人が、無条件で土地取引ができる」国です。

カナダは、2027年1月1日まで、外国人による住宅用不動産の購入を原則禁止しています。

シンガポールは、外国人が住宅を購入する際、不動産価格の60%を税金として徴収しています。

アメリカでは、外国人でも基本的に不動産を購入できますが、国家安全保障に関わる取引に関しては、厳格な審査を受けなければなりません。

中国には、土地の「所有権」がなく、購入できるのは「使用権」だけですが、それでも、外国人が不動産を購入する場合には、1年以上中国に居住していることが条件となります。

フィリピンでは、外国人による土地所有は、完全に禁止されています。

外国人が、日本の土地を購入することには、いくつかの問題があります。

まず、固定資産税の徴収が難しくなる可能性があります。

その理由は、「連絡先が海外で、追跡が困難」「言語の壁で、自治体の対応に限界がある」「外国人から外国人への転売は、報告義務がない」「税務担当者の権限は、国外に及ばない」といったことがあるからです。

また、安全保障上のリスクもあります。

自衛隊基地や米軍基地の近くの土地が外国人に買われると、「基地の近くからドローンを飛ばして情報収集」「電波を妨害する装置の設置」「有事の際に施設を攻撃する拠点として利用する」等のことが起こり得ます。

実際、2024年4月に、横須賀基地にドローンが無断侵入し、基地及び護衛艦、駆逐艦、航空母艦などが撮影された事件がありました。

また、海外で、外国人から外国人へ転売した場合、日本に報告する必要がないため、「所有者不明の土地が増える」「公共工事（道路等の建設）を行なうときに、所有者と連絡が取れな

い」「災害時の対応が困難となる」等のことが起こる可能性があります。

このようなことから、産経新聞社とFNNの調査では、77.2%の方が「外国人による不動産取得を規制すべき」と答えています。（2025年7月26・27日実施の合同世論調査）

私は、これらのことから、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を国に求めたいと思い、この陳情書を提出いたします。

付託委員会	交通政策調査特別委員会
-------	-------------

受理番号	7 第 57 号	受理年月日	令和7年11月12日
件 名	「パブコメ結果に基づき新空港線（蒲蒲線）第一期整備計画の中止」を求める陳情		
提出者	大田区西糀谷2-12-15-108 稻垣 敏彦		

【趣 旨】

「地域公共交通計画（新空港線第一期整備区間沿線地域）（素案）」に関する大田区区民意見公募手続き（パブリックコメント）に寄せられた多数の反対・中止・見直し・疑義の意見に基づき、新空港線（蒲蒲線）計画を中止されるよう、陳情いたします。

【理 由】

2025年8月21日から9月11日まで行われた「地域公共交通計画（新空港線第一期整備区間沿線地域）（素案）」に関する大田区区民意見公募手続き（パブリックコメント）には、過去3か年のパブリックコメントに比してたいへん多い76名の方が意見を提出され、区民の関心の高さを示しました。

意見を寄せた76名の結果は、賛成はわずか5名で、31名が明確に反対・中止を明記し、13名の方が見直しを求め、26名の方が反対や中止を記さないまでも強い疑義を提出しています。反対・見直し・疑義は合わせて実に92%です。その方々は、住所氏名を記し、示された「地域公共交通計画（新空港線第一期整備区間沿線地域）（素案）」を読み込み、自らの意見を真摯に寄せてています。その内容も、この計画へのいくつもの問題点や疑義であり、“改善”・“検討”・“理解が広がるようすすめる”などで事足りるようなものではありません。92%の声に応えて計画の中止をすることが求められていますし、それが自然な結論です。

加えて、パブリックコメントについては、行政手続法で『第42条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない』、大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱においても『第8条 実施機関は、区民意見公募手続を実施して計画等を定める場合は、意見等提出期間内に当該実施機関が受理した提出意見を十分考慮しなければならない。』としています。“十分考慮する”を実行しなければなりません。

以上のことより、「地域公共交通計画（新空港線第一期整備区間沿線地域）（素案）」に関する大田区区民意見公募手続き（パブリックコメント）の結果に基づき、新空港線第1期整備計画の中止をされるよう求めるものです。

付託委員会		地 域 産 業 委 員 会	
受理番号	7 第 58 号	受理年月日	令和7年11月12日
件 名	健康を持续するため区立平和島プールの利用料金を値上げしないことを求める陳情		
提出者	大田区大森東1-36-8-318 鳴島政代		
<p>【趣 旨】</p> <p>1, 平和島プール料金の値上げをしないことをお願いします。</p>			
<p>【理 由】</p> <p>私は、平和島プールを利用している大田区民です。</p> <p>私は、病気にならないよう、また、通院を少しでも減らしたいと、リハビリのために平和島プールを利用しています。</p> <p>公園には、健康遊具が設置されていますが、足腰が弱く使用できないこともあります。平和島プールに通いプールの中を、主に歩いて健康を維持しています。また、平和島プールには私と同じように健康のために通っている方もおられ、友達もできました。</p> <p>今回料金の値上げがされると知り困っています。料金の値上げ分を年金から出すのが負担です。今も物価高騰で食べるものを削って平和島プールに通っています。</p> <p>どうか、私たちの年老いた楽しみを継続できるようにお願いします。</p>			

付託委員会	議会運営委員会
-------	---------

受理番号	7 第 59 号	受理年月日	令和7年11月13日
件 名	区議会議員の区民に向けての不適切な発言を撤回することを求める陳情		
提出者	大田区多摩川1-18-5-302 新日本婦人の会大田支部 神谷 真佐子		

【趣旨】

10月21日の、交通政策調査特別委員会で、「地域公共交通計画（新空港線第一期整備区間沿線地域）（素案）」に関するパブリックコメントの結果報告がありこれに伴って新空港線計画についていくつか質問や発言がありました。その中に、パブコメには「賛成の人は言ってこない」「異議があったり、もの申したい人が一般的には多い」とかの発言がありました。また「文句を言う人は自分に都合のいい解釈で言う」というような重大な発言が聞かれました。大田区の施策に関心を持ちコメントを寄せたであろう区民に対して、区議会議員がこのような発言をされるということはいかがなものでしょうか。区民の思いや意見に対して「文句を言う人」とは、不適切な発言ではないでしょうか。今回の発言を撤回し、区議会として様々な声を聴き、議論を深めて議決するという本来の姿勢を貫いていただくよう陳情します。

【理由】

大田区議会ガイドブックには、「区議会の主な仕事」として、「区民の様々な意見を聴きます。請願・陳情などもこれにあたります。」とあります。区議会の活動をイラストで解説した初心者向けのガイドブックで、若い世代に知つてもらうことを目的としているそうです。区議会が何をするところかがよく理解できます。中学3年生に配布されていることもとてもいいことだと思います。

区議のみなさんは、日ごろ区民の声を聴き活動されているのではないですか。しかしながら、今回の「文句を言う人」発言から、区議会としての役割から離れ、違った意見を「文句」と片付けるという意識があることがわかり、区民の声をほんとうに聴いて区政に活かしてくれるのか不信感が湧きました。

大田区に暮らし、働く区民の多くは、大田区がほんとうに住みやすい街になってほしいと考えています。その声を聞くことは、区政をよくすることにつながるはずです。今回の発言を撤回し、これを契機に様々な意見を議論し、発展的な方向にもっていけるのかを区議会として追求されることを願い陳情します。

付託委員会	総務財政委員会
-------	---------

受理番号	7 第 60 号	受理年月日	令和7年11月13日
件 名	再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情		
提出者	大田区南久が原1-16-10-103 日本国民救援会大田支部 支部長 金高雅行		

【趣旨】

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正をすすめるために、以下の事項を含む「再審法改正の促進を求める意見書」を地方自治法第99条の規定により国会・政府に提出してください。

1. 再審のためのすべての証拠開示をすること。
2. 再審開始決定に対する検察官の上訴禁止（不服申し立て）をすること。
3. 再審規定の整備をすること。

【理由】

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべて、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われる——冤（えん）罪は、国家による人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。

2024年9月26日、静岡地方裁判所（國井恒志裁判長）は、袴田巖さんに再審無罪判決を言い渡しました。証拠や自白調書を「捜査機関の捏造（ねつぞう）」と認定。警察や検察の責任を厳しく断じました。逮捕から58年かかり、国に命を奪われかねなかった著しい人権侵害です。

2000年代に入り、足利事件、東電OL殺人事件、布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件などの重大事件で再審無罪判決が出されました。しかし、袴田事件や大崎事件のようにやっと勝ち取った再審開始決定が、検察官の不服申し立てによって取り消される事件も少なくありません。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんは裁判の長期化で無念の獄死を強いられました。再審や冤罪被害に対する市民の关心は、これまでになく高まっています。

各新聞社の社説では「再審制度見直し議員立法で法改正急げ」2025.2.24東京、「再審制度の抜本改革を急げ」2025.3.28日経、「再審制度の見直し議員立法で早急に実現を」2025.4.10毎日、「再審制の改革議員立法で不備正せ」2025.6.25京都、「再審制度見直し議員立法で早期実現を」2025.6.27北海道「再審法『継続審議』刑事司法の危機と心得よ」2025.7.2産経、としています。

冤罪を起こさせないしくみの構築と、再審（裁判のやり直し）の制度を早期に充実させる必要があります。しかし、現行の刑事訴訟法には再審手続きに関する条文は19カ条しかなく、戦後の改正で「不利益再審の禁止」がなされただけで、大正時代の規定がほぼそのままとなってしまっており、冤罪被害者の一刻も早い救済のためには、再審法の見直しが必要になっています。

◎添付署名あり

付託委員会	交通政策調査特別委員会
-------	-------------

受理番号	7 第 61 号	受理年月日	令和7年11月13日
件 名	新空港線計画に係る【費用対効果B／C = 1. 5】の算出根拠資料の開示を求める陳情		
提出者	堀 口 裕 之		

【趣 旨】

新空港線（蒲蒲線）計画（以下“蒲蒲線計画”）について、羽田エアポートライン株式会社（以下「H A L」）および東急電鉄株式会社（以下「東急」）は、令和7年8月1日に関東運輸局へ都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上計画の認定申請書（以下“認定申請書”）を提出し令和7年10月3日に関東運輸局から認定を受けました。認定申請書の「6 速達性向上事業の効果」には【費用対効果】B／C = 1. 5と記載されています。

上記の費用対効果B／C = 1. 5が検証可能となる算出根拠資料を大田区より開示していただくことを求めます。

【理 由】

費用対効果（B／C）は、事業に要する費用（建設費、維持管理費、用地費等）に対して、事業の実施によって得られる社会的便益（旅客の移動時間短縮等）の比率を示すものであり、B／Cが1以上であれば総便益が総費用を上回ることから、公共事業の妥当性を示す重要な指標とされています。また国土交通省鉄道局が鉄道事業の費用便益分析を含む評価手法を取りまとめた『鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012年改訂版／2025年3月一部変更）』の第1. 6節「結果のとりまとめ」には、「評価を行う過程において使用した資料については、後日外部からの検証を可能とするため、適切に保存し、必要に応じて提示できるように準備しておく」と明記されています。

大田区令和7年第3回定例会決算特別委員会において、大田区鉄道・都市づくり部の部長も、H A Lおよび東急が算出した費用対効果が1. 5であり、1を超えていため問題ない旨を答弁されました。

蒲蒲線計画は最低877億円以上の公費が投入される予定であります。蒲蒲線計画を推進し、その事業主体であるH A Lに現在61%の出資をしている大田区は、蒲蒲線計画の公共事業としての妥当性の判断基準である費用対効果の算出根拠を検証可能な形で開示することが必要と考えます。

繰り返しになりますが、H A Lと東急が作成した認定申請書に記載されている費用対効果1. 5は、蒲蒲線計画の公共事業としての妥当性について、蒲蒲線計画の賛成・反対に係らず外部から検証できる数値でありますのでその算出根拠を検証可能な形で大田区として責任をもって開示を行うよう強く求めるものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

付託委員会	総務財政委員会
-------	---------

受理番号	7 第 62 号	受理年月日	令和7年11月13日
件 名	大田区区民意見公募手続きの重要性を再確認し職員への徹底を求める陳情		
提出者	大田区西糀谷2-23-2-702 可児 裕二		

【趣旨】

区長は、大田区区民意見公募手続き（パブリックコメント）の重要性を再確認し、職員への徹底をはかることを求め陳情いたします。

【理由】

大田区が実施する事業計画に対して、パブリックコメントを求めるることは多くあります。年間10件から20件のパブリックコメントが募集され、寄せられる区民からの意見は0件や数件というケースもありますが、本年8月から9月にかけて募集された地域交通計画へのパブリックコメントは76件の意見が寄せられ関心の高さが際立ちました。

パブリックコメントは「計画等の策定にあたり区民意見の反映に努めるとともに、その結果を区民等に説明する責任を果たすことにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の実現を目指す」ことを目的としています。

しかし寄せられた意見がどのようにその後の計画に反映されているのかについて疑問が広がっています。

地域交通計画へのパブリックコメントについては寄せられた76人の意見で素案に疑義ありという意見が9割以上という結果にもかかわらず、公表された結果報告では今まで通りの説明を繰り返すだけとしか受け取れないようなコメントを書き込んでいるだけで、くみ取って生かそうとする姿勢は感じられないものでした。素案を肅々と進めることができが前提での意見募集なのかとの印象で受けとめた人は多かったのではないでしょうか。

2024年6月の交通政策調査特別委員会に於いてパブリックコメントについて「大田区は73万5,000人のうち27名です。天文学的に小さな数字です」と、大多数が反対だがそれは全体から見ると微々たるものと発言した委員がいましたが、それを委員長も職員も否定しませんでした。2025年10月の交通政策調査特別委員会で、地域交通計画のパブリックコメントに対しても「反対する人が熱心に寄せるのであって賛成の人はわざわざ意見を寄せない」との意見が平然と出されていました。

そもそもパブリックコメントをなぜ募集しているのかについての理解に問題があるのではないかでしょうか。なぜ、なにを目的に行うのか。理解が不十分な人が増えてきているのではないかと心配になります。このようなことを続けていくては区民のこの制度に対する不信感は広がり形骸化する恐れがあると言わざるを得ません。

区長はこのようなパブリックコメントへの姿勢に対して同意するのでしょうか。同意しないのであれば確りとした見解を示し、職員全体へ伝え再確認するとともに研修を実施することが

必要ではないかと考えます。

自信をもってパブリックコメントを求める計画ならば、正々堂々と批判的な意見も受け止めて根拠を示し理解を得ることに努力することこそ必要な事ではないでしょうか。

		付託委員会	総務財政委員会			
受理番号	7 第 63 号	受理年月日	令和7年11月13日			
件 名	大田区職員業務改善と区民サービス向上研修を求める陳情					
提出者	金 村 誠					
<p>【趣 旨】</p> <p>大田区職員の業務において、区民視点でのきめ細かな確認・改善が不十分な事例が散見されます。これにより、区政の広報・イベント告知・公共交通サービスの質が低下し、区民の利便性が損なわれています。本陳情は、これらの事例を踏まえ、職員の業務スキル向上のための体系的な教育・研修プログラムの実施を求め、区民のための行政サービスを強化するものです。</p>						
<p>【理 由】</p> <p>大田区の行政サービスは、区民の生活を支える基盤です。しかし、以下の事例から、業務プロセスにおける事前確認や迅速な改善対応の不足が指摘されます。これらは一部の事例ですが、全体的な業務水準向上の必要性を示しています。</p>						
<p>1. 広聴広報課の区長会見動画編集（令和7年度当初予算記者会見）</p> <p>令和7年2月10日の会見動画では、区長画面がプレゼン資料画面より大きく表示され、区政施策の説明が視認しにくい配置となっていました。他区（例：杉並区、豊島区）の会見動画ではプレゼン資料を優先的に大きく表示しており、費用不要でチャプター機能などの改善も迅速に実施されています。本陳情者は事前（電話・メール・窓口訪問）に繰り返し指摘し、委託先（ジェイコム）での配置変更が可能であることを確認しましたが、当初予算会見では改善されませんでした。一方、5月以降の会見（例：令和7年5月28日）では指摘通り改善されており、早期対応の重要性が明らかです。この遅れは、区民への情報提供という広報の目的を十分に果たせなかつた事例です。</p>						
<p>2. 文化芸術推進課のイベント告知HP（O T A ふれあいフェスタ2025）</p> <p>令和7年11月1－2日開催のイベント公式HP https://www.city.ota.tokyo.jp/event/event_kankou/festa.html</p> <p>では、時刻表や駐車場案内画像の解像度が低く、スマートフォンでの拡大閲覧時、無料駐車時間などの文字が鮮明に確認できません。イベントの告知効果を損なう問題が公になりました。担当課はこれを事前にチェックしておらず、ユーザー視点（主にモバイル利用）の確認プロセスが不足していました。せっかくの区内最大級イベントが、区民の参加しやすさを損なう結果となりました。</p>						
<p>3. 都市計画課のコミュニティバス運行（たまちゃんバスEV化）</p> <p>令和6年5月7日から導入されたEVバスは、カタログスペック上、1日1台で運行可能と想定されましたが、夏場のエアコン使用時、電池容量が不足し、半日EV・半</p>						

日ディーゼル併用となりました。これにより、本来のEV化によるランニングコストの削減が実現せず、収支改善が不十分となりました。EVバスを導入しなければ収支率50%を達成できていたと思われるが、EVバス導入でディーゼル車との併用になったことで収支率50%未満になってしまった。事前の試運転でエアコン強運転を検証していれば防げた問題であり、導入後の実運用テストの徹底が求められます。この事例は、環境施策の推進と財政効率化の両立を阻害するものです。

上記の事例は、区職員の業務姿勢が区民サービスの質に直結することを示しています。

要望

大田区に対し、以下のような業務改善策の実施を求めます。下記の内容の通りである必要はありません。議論をして効果的な業務改善案を区として策定して実施してください。

1. 職員向け教育・研修プログラムの導入：年2回以上の研修を実施し、内容として「区民視点の業務チェックリスト作成」「デジタルツール（動画編集・HP最適化）の活用」「他区事例の共有」を含む。対象は全職員とし、外部講師を活用。
2. 改善プロセスの明確化：各課に「事前確認マニュアル」を義務付け、指摘時の迅速対応（1週間以内）をルール化。進捗を区HPで公開。
3. 効果検証：実施後1年内に、業務改善の成果（例：区民満足度調査）を議会に報告。

		付託委員会	総務財政委員会			
受理番号	7 第 64 号	受理年月日	令和7年11月13日			
件名	選挙公費負担における関連会社・親族企業等への発注制限を求める陳情					
提出者	金村 誠					
<p>【趣旨】</p> <p>選挙における公費負担（ポスター、公選ビラ、選挙カー等）は、国民の税金として公平・透明な運用が求められます。しかし、候補者や政党の関連会社・親族企業への発注が集中すると、公金の私物化や利益還流の疑念を生む可能性があります。例えば、2025年に「しんぶん赤旗」が日本維新の会の藤田文武共同代表側による秘書会社へのビラ発注を「税金の還流」と指摘した事例では、維新側が即座に発注先変更を決定しました。これを教訓に、大田区でも公費負担の発注先を、候補者・政党の関連会社（例：機関紙印刷を主とする企業）や親族企業等に制限する条例改正を検討すべきです。これにより、すべての政党・候補者に対する公平性を確保し、区民の信頼を高めます。</p>						
<p>【理由】</p> <p>1. 2019年大田区議会議員選挙における公費負担の差異と潜在的なリスク</p> <p>2019年の大田区議会議員選挙では、日本共産党候補のポスター印刷費公費負担額に差異が生じました。黒沼良光氏が334,656円、その他の8名が各442,368円に対し、公明党候補12名は株式会社日報への発注で各248,832円と、約半額から6割程度に抑えられています。両党のポスターはデザイン・印刷枚数（法定枚数同一）・発注規模がほぼ同等であるにもかかわらず、この差異は発注先の違いによるものです。日本共産党候補の多くがあかつき印刷株式会社（以下、あかつき印刷）へ発注した結果、単価が高くなった可能性が指摘されます。このような差異は、税金の適正使用に対する区民の疑念を招く恐れがあり、発注先の透明化・制限が必要です。</p> <p>2. あかつき印刷と政党の関係性</p> <p>あかつき印刷は、1945年の戦後、日本共産党の機関紙「しんぶん赤旗」再刊時に設立された企業で、主に赤旗の印刷を担っています。同社は「しんぶん赤旗と革新・民主のメディアセンター」と位置づけられ、党の経済基盤を支える役割を果たしています。2017年の創立70周年祝賀会では、党関係者が参加するなど密接なつながりが確認されます。こうした関係下での公費負担発注は、すべての政党に共通する潜在的な利益還流リスクを生みます。維新の事例同様、大田区は関連企業への発注制限を導入し、疑念を未然に防ぐべきです。</p> <p>3. 機関紙の経営状況と公費負担の影響</p> <p>「しんぶん赤旗」の経営は、購読者減少と経費高騰により厳しい状況です。2023年の日本共産党政治資金収支報告書（総務省公表）によると、党全体収入は194億5,8</p>						

71万円（前年比101.9%）、うち赤旗関連収入（購読料等）は約153億4,980万円（党収入の約79%）を占めます。一方、党全体支出は189億円で、日刊紙単独では年間10億円超の赤字が発生し、日曜版の黒字で補填されています。事業収入は2020年の約173億8,464万円から2023年までに約12%減少傾向です。このような財政圧力下で、公費負担の印刷費差額（例：1候補あたり約20万円、複数候補で数百万規模）が関連企業に還流する可能性は否定できず、税金の公平性を損なう懸念があります。大田区は、こうした構造を防ぐための発注制限を検討し、すべての政党の適正運用を促進すべきです。

4. 税金の適正使用と大田区の責任

公費負担は区民の税金であり、政党間の公平性を確保する義務があります。維新の事例で示されたように、疑惑指摘に対する迅速な対応が信頼回復につながります。大田区は、選挙公費負担条例を改正し、発注先を制限することを求めます。

なお、下記のすべての導入を求めるものではないが、下記のような制限案を提示します。この陳情では、下記の内容の通りの実現を求めるものではなく、大田区議会や選挙管理委員会で議論してなんらかの制限を入れることを求めます。

発注制限の対象：候補者・政党の関連会社（機関紙印刷等を主業務とする企業）、親族が役員・株主の企業、従業員として働いている等。

基準の明確化：発注前に利益相反申告を義務付け、第三者審査を導入。

適用範囲：ポスター、公選ビラ、選挙カー等の公費負担。

これにより、選挙公費の透明性を高め、区民の信頼を回復します。

		付託委員会	総務財政委員会			
受理番号	7 第 65 号	受理年月日	令和7年11月13日			
件名	鈴木区長の公職選挙法違反に対する辞職勧告を求める陳情					
提出者	金村 誠					
<p>【趣旨】</p> <p>2025年東京都議会議員選挙（大田区選挙区）において、鈴木晶雅大田区長が選挙運動員として応援演説を実施する際、公職選挙法（以下、公選法）で義務付けられた腕章を着用せず、公選法違反を犯しました。この行為は、区政の最高責任者として法令遵守を率先すべき立場にありながら、選挙の公正性を損なうものであり、区民の信頼を根本から揺るがせます。議会に対し、鈴木区長に対する辞職勧告決議の採択を求めます。</p>						
<p>【理由】</p> <p>1. 事件の概要と事実関係</p> <p>2025年6月（東京都議選選挙期間中）、鈴木区長は、鈴木あきひろ候補の応援演説に登壇しました。具体的には、JR蒲田駅前でマイクを握り、候補者への投票を呼びかける演説を行い、選挙運動員としての役割を果たしました。しかし、演説の様子を記録した動画（X（旧Twitter）投稿ID：1937856655343149446、投稿者：@otakugovinfo、2025年6月25日公開） https://x.com/otakugovinfo/status/1937856655343149446</p> <p>から明らかなように、区長は公選法で義務付けられた腕章を着用していませんでした。この動画は約30秒にわたり、区長がスーツ姿で熱弁を振るう姿を捉えており、腕章の不在が明確に視認可能です。</p> <p>一方、周囲の選挙運動員は腕章を着用しており、区長の行為は故意または重大な過失によるものです。大田区選挙管理委員会は事前に全陣営に対し、腕章未着用が公選法違反であることを周知しており、区長の違反は明らかです。</p> <p>2. 公選法の規定と違反の重大性</p> <p>公選法第164条の7第2項では、「前項の規定による選挙運動に従事する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、一定の腕章又は第百四十一条の二第二項の規定による腕章を着けなければならない」と明確に定められています。これは、街頭演説を含む選挙運動の透明性を確保し、違法活動を防ぐための基本ルールです。腕章未着用は形式的な違反にとどまらず、選挙の公正性を損なう重大な法令違反であり、罰則（同法第225条：4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）が適用される可能性があります。区長の行為は、単独ではなく、区内での類似違反の温床を生む要因ともなります。</p>						

3. 区長の立場と責任の重み

鈴木区長は、過去に大田区議会議員、都議会議員を務め、行政トップとして法令遵守を率先すべき立場にあります。しかし、この初步的な違反は、公的イメージを伴う行為として、区政の公正性を疑わせます。特に、選挙期間中の応援演説は、公費の間接的利用を伴う側面があり、公権力の私物化を招く恐れがあります。

4. 区民への影響と区政の信頼失墜

大田区は羽田空港を擁する国際都市で、約73万人の区民が暮らす大規模自治体です。区長の違反は、選挙制度全体への不信を助長し、行政の透明性に深刻な影を落とします。最近の自民党関連政治資金不正問題（裏金事件）と相まって、区政に対する区民の不信感を増幅させる可能性が高く、迅速な対応が求められます。

5. 議会の責任と辞職勧告の必要性

大田区議会は、区民の代弁者として、区長の行為に対する是正を主導する立場にあります。地方自治法第96条に基づき、辞職勧告決議を採択し、区長に倫理的・道義的責任を果たす機会を与えるべきです。不信任決議（同法第117条）への移行を防ぐためにも、勧告は行政信頼回復の第一歩となります。他の自治体事例（例：2025年静岡県伊東市田久保市長の学歴詐称による公選法違反に対する議会辞職勧告決議、2024年奈良県広陵町長の寄付行為違反に対する辞職要求）からも、早期の決議が有効です。